八　核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	校正の都度	十年間	
九　試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間	
十　国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この項において同じ。）の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間	非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者
十一　国際規制物資の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間	
十二　国際規制物資の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間	
十三　国際規制物資の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間	
十四　国際規制物資の種類別の在庫量	毎年一回	十年間	
一　国際規制物資の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間	
二　国際規制物資の種類別の消費、損失、廃棄その他の増減の数量及び理由	毎月一回	十年間	
三　国際規制物資の種類別の在庫量	毎月一回	十年間	

2　前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。

3　次に掲げる記録事項を記録する場合には、バッチ（バッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量及び管理に用いる場合にあっては、当該単位（以下「単位体」という。）ごとに記載しなければならない。

一　第一項の表の加工事業者の項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる記録事項

二　第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第十号まで及び第十九号に掲げる記録事項

三　第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第十号まで及び第十九号に掲げる記録事項

四　第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第八号までに掲げる記録事項

五　第一項の表の再処理事業者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項

六　第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第五号までに掲げる記録事項

七　第一項の表の使用者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項

八　第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項

4　次に掲げる記録事項を記録する場合には、ウラン、トリウム、プルトニウム及び特定核分裂性物質（ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一をいう。）の種類別に記載しなければならない。

一　第一項の表の加工事業者の項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる記録事項

二　第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第三号まで、第五号及び第十号に掲げる記録事項

三　第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第三号まで、第五号及び第十号に掲げる記録事項

四　第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる記録事項

五　第一項の表の再処理事業者の項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる記録事項

六　第一項の表の廃棄事業者の項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる記録事項

七　第一項の表の使用者の項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる記録事項

八　第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる記録事項

5　次に掲げる記録事項を記録する場合には、当該記録事項のほか、在庫変動、実在庫量、加工工程、再処理工程、廃棄物管理に係る処理工程、使用等の状況を説明するために必要な核燃料物質の組成、形状、濃縮度等の事項であって、国際約束に基づく保障措置その他の規制の円滑な適用に資するために必要なものを併せて記載しなければならない。

一　第一項の表の加工事業者の項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる記録事項

二　第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる記録事項

三　第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第十号まで及び第十九号に掲げる記録事項

四　第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号、第二号及び第五号に掲げる記録事項

五　第一項の表の再処理事業者の項第一号、第二号及び第五号に掲げる記録事項

六　第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる記録事項

七　第一項の表の使用者の項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる記録事項

八　第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる記録事項

6　次に掲げる記録事項を記録した後、核燃料物質又は減速材物質に係る測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、当該記録事項を修正しなければならない。この場合において、修正後の記録事項のほか、修正の事由を併せて記載しなければならない。

一　第一項の表の加工事業者の項第一号から第十二号までに掲げる記録事項

二　第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第十二号から第十六号までに掲げる記録事項

三　第一項の表の発電用原子炉設置者の項第十二号から第十六号までに掲げる記録事項

四　第一項の表の再処理事業者の項第一号から第九号までに掲げる記録事項

五　第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第八号までに掲げる記録事項

六　第一項の表の使用者の項第一号から第九号までに掲げる記録事項

七　第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第九号までに掲げる記録事項

八　第一項の表の非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者の項第一号から第三号までに掲げる記録事項

7　次に掲げる記録事項を記録する場合には、当該記載事項のほか、国際規制物資の供給当事国に関する事項を併せて記載しなければならない。

一　第一項の表の加工事業者の項第一号から第九号まで及び第十一号から第十七号までに掲げる記録事項

二　第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第六号まで、第十号から第十六号まで、第十九号及び第二十二号から第二十六号までに掲げる記録事項

三　第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第六号まで、第十号から第十六号まで及び第二十一号から第二十五号までに掲げる記録事項

四　第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる記録事項

五　第一項の表の再処理事業者の項第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号、第十号及び第十二号から第十六号までに掲げる記録事項

六　第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第六号まで及び第八号から第十二号までに掲げる記録事項

七　第一項の表の使用者の項第一号から第七号まで及び第九号から第十四号までに掲げる記録事項

八　第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第七号まで及び第九号から第十四号までに掲げる記録事項